

(工学研究科)
公益財団法人日本国際教育支援協会
「令和3年(2021年)度 JEES・ドコモ留学生奨学金」の募集

R3. 3. 16

1 応募資格 ・ ・ ・ 以下のすべてに該当すること

- 1) 2021年4月に大学院博士課程前期(修士課程)に入学する私費外国人留学生 (在留資格「留学」)
- 2) 通信技術、情報処理技術及びこれに関連する部門を専攻する者
- 3) 以下のいずれかの国籍の者
インド、インドネシア、韓国、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中国(香港、マカオを含む)、
ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、
ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス
- 4) 他の奨学金を受ける予定のない者
- 5) 日本語能力でコミュニケーションが可能な者(日本語で研究発表ができる程度)
- 6) 卒業後は、日本の通信関連企業に就職を希望し、日本と母国の情報通信分野の発展に貢献する意欲のある者

2 奨学金の金額と期間

月額 12万円、 2021年4月から2年間

3 推薦人数

工学研究科から2名以内(異なる国籍)

4 提出書類(日本語で記入すること)

- 1) 願書(別紙様式1・A4用紙4枚組・写真貼付・PC作成可、但し書式を崩したり文字が切れたりしないように注意する)
- 2) 在学証明書 (2021年4月1日以降に発行すること)
- 3) 直近の成績証明書(母国など、他大学のものは写しで可)
※ 別紙の成績評価係数算出方法を参照の上、算出した係数を余白に記入すること。
- 4) 在留カードの写し(両面)
- 5) 私費外国人留学生身上調書(指定用紙)
- 6) 家計状況申告書(指定用紙)
- 7) 応募者推薦書(別紙様式2、指導教員が記入のこと)
※ 5)、6)は、2021年4月以降に他奨学金申請で提出した者は提出不要。
※ 7)については、工学研究科から推薦が決まった後に提出する。

5 申請書類提出先

工学研究科教務課国際交流係

6 締切日

令和3年5月7日(金)

※総長特別奨学生で採用された場合、支給期間中に授業料免除を受けることはできません。受給が決定していなくても大学推薦された時点で免除申請は不可となります。
※他奨学金に推薦中、または応募中(直接応募含む)の者は選考対象外です。

令和3年度JEES・ドコモ留学生奨学金 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、NPO法人モバイル・コミュニケーション・ファンド(理事長 加藤 薫 氏、平成14年NTTドコモ設立、以下「MCF」という。)のご支援により、「令和3年度JEES・ドコモ留学生奨学金」(以下「奨学金」という。)の奨学生を下記により募集する。

記

1 目的

本奨学金は、アジア地域からの優秀な私費外国人留学生に対して奨学金を支給することによって、入学後の経済的不安を緩和し、学習効果を高めることに寄与することを目的とする。

2 奨学金の寄付者及び寄付の趣旨

本奨学金の寄付者であるMCFは、21世紀のマルチメディア社会において情報通信の発展とともに豊かで健全な社会を実現するため情報通信分野における人材の育成及び研究の促進、留学生に対する支援を通じた国際協力の推進並びに社会福祉の増進等、幅広い分野への支援活動を通じて社会全体の利益に寄与することを目的に活動している。

MCFは、アジア地域からの留学生への支援を通して、日本への理解を促進し、日本とアジア諸国との良好な友好関係構築に資することを趣旨として資金を提供された。

3 応募資格

次の各号のすべてに該当する者。

- (1) 令和3年4月に本協会が指定する日本国内の大学(以下「大学」という。)の修士課程(博士前期課程、5年一貫制博士課程、専門職学位課程)1年次に正規生として入学又は進学予定の私費外国人留学生。また、日本に在留する間の在留資格は「留学」とする。
- (2) 下記の①または②の部門を専攻する者。
 - ① 通信技術、情報処理技術及びこれに関連する部門を専攻する者。
 - ② 人文・社会科学等の部門を専攻する者で、研究に「通信や情報処理」が活用されると大学が認める者。

(注)②に該当するものは願書の「留学計画(2)大学院在籍中の研究概要」の欄に研究手法としての通信や情報処理活用の考え方を明記すること。
- (3) インド、インドネシア、韓国、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中国(香港、マカオを含む)、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオスのいずれかの国・地域からの留学生。
- (4) 本奨学金の支給期間中、他の奨学金を受ける予定のない者[貸与型(返済が必要なもの)奨学金、学費免除及び一時金は除く]。
- (5) 留学の目的及び計画が明確で、修学効果が期待できる者。
- (6) 真に経済的援助を必要とする者。
- (7) 心身共に健康であり、かつ品行方正で学業成績が優秀な者。
- (8) 日本語でのコミュニケーションが可能な者(日本語で研究発表が出来る程度)。
- (9) 日本及び母国の情報通信分野の発展に貢献する意欲がある者。
- (10) 在籍大学の長の推薦を受けることができる者。

4 採用人数

8名程度

5 支給内容

月額奨学金:120,000円

6 支給期間

令和3年4月から令和5年3月までの2年間

ただし、特段の理由により令和3年5月以降に渡日する場合は、渡日月から令和5年3月までとする。

7 応募・推薦方法

- (1) 本奨学金を受けようとする者(以下「応募者」という。)は、所定の様式による願書を、大学を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出する。
- (2) 大学の長は、3に掲げる応募資格に該当する者について、8に挙げる応募・推薦書類を、理事長に提出するものとする。なお、推薦人数については、推薦依頼文に別途示す。

8 応募・推薦書類

- (1) 願書(別紙様式1。日本語で記載されたものに限る。) 1通
- (2) 応募者の写真(最近6か月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。) 1葉
- (3) 推薦書(別紙様式2。推薦理由は、指導教官等が記入すること。) 1通
- (4) 令和2年度の学業成績証明書 1通
(応募時に入手可能な直近のもの。提出が出来ない場合は、理由書(様式任意)を添付すること。
日本語以外で記載されたものは和訳を添付すること。)

9 応募・推薦書類の提出期限

令和3年6月1日(火)本協会必着。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備がある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

10 選考方法及び結果の通知

理事長は、7の(2)により推薦された者について、書類審査を行い、奨学生を決定する。結果は令和3年8月中を目途に、大学を通じて通知する。なお、採否に関する照会には応じない。

11 支給方法

奨学金は、別に定める方法により、大学を通じて支給する。

12 奨学生の義務

- (1) 奨学生は、本奨学金支給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学金受給終了後1か月以内に、所定の様式により、大学を通じて本協会に提出すること。
- (2) 奨学生は、学籍に変更があった場合、所定の様式により大学を通じて本協会へ遅滞なく届け出ること。
- (3) 奨学生は、住所・連絡先に変更があった場合、大学在籍中は所定の様式により大学を通じて、大学卒業後は任意の様式により直接本協会へ遅滞なく届け出ること。
- (4) 本奨学金を受給した者は、自身の進路について、大学卒業時に所定の様式により、大学を通じて本協会に報告すること。
- (5) 奨学生は、本奨学金受給期間中及び受給終了後、本協会または寄付者の要請に応じ、レポート等の提出、および交流会・インターンシップ等に参加すること。
- (6) 奨学生はMCF主催の奨学生交流会に原則として参加すること。なお、交流会は令和3年11月ないし12月に開催を予定している。また、交流会では研究内容を日本語で発表すること。
- (7) 本奨学金採用後、やむを得ない事情により応募時点での研究内容に変更が生じた場合は、大学を通じて、変更理由および変更後の研究内容を本協会に提出すること。

13 本奨学金の支給の休止または終了および決定取消

- (1) 奨学生が大学を長期欠席(1か月以上)した場合は、本奨学金の支給を休止する。なお、休止事

由が止んで、所定の様式により奨学金支給の再開を願い出たときは、6に記載した奨学金の支給期間内において奨学金の支給を再開することがある。但し、6の支給期間は延長しない。

(2) 奨学生が、次の①から④のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を終了する。

① 大学を卒業、退学、除籍、停学、休学または留年(相当すると認められる場合も含む)した場合。

② 本奨学金奨学生の義務を怠った場合。

③ 募集・推薦要項の定める事項に該当しなくなった場合。

④ その他奨学生として相応しくないと判断された場合。

(3) 寄付者からの寄付が滞った場合、事前通知のうえ、本奨学金の支給を休止または終了する。

(4) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。

(5) 渡航制限が解除後、奨学生本人の都合により渡日しない場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。

14 その他(注意事項等)

(1) 奨学生は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、13に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。また、本奨学金寄付者への入社その他への付帯義務を負うものではない。

(2) 本奨学金採用決定(採用決定通知を大学が受領した時点)前に他の奨学金の受給が決定した場合、大学を通じて本協会に速やかにその旨報告しなければならない。また、本奨学金奨学生として採用された場合、受給期間終了まで本奨学金を辞退して他の奨学金を受給することはできない。

(3) 受給開始から終了まで他の奨学金に応募することはできない。(ただし、本奨学金の受給終了後に支給を開始する他の奨学金は除く。)

(4) 所属大学の留学制度等を利用して海外に留学する場合、長期欠席又は休学の扱いとならなければ支給を継続する。

(5) 過去、本奨学金を受給した者は再度応募することはできない。

(6) 本協会の奨学金事業における標準修業年限は、原則学士課程4年、修士(博士前期)課程2年、博士後期課程3年とし、この期間を支給対象とする。長期履修学生についても、これに相当する期間を支給対象とする。ただし、医学部等この期間を超えて在学が必要な学部・研究科においては、大学の定める標準修業年限を支給対象とする。

15 個人情報の取り扱い

(1) 個人情報の管理

本協会は、本奨学金に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき、細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、15(2)①から③及び⑤の目的で寄付者に開示・提供する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。

(2) 個人情報の利用目的

本協会は、本奨学金に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。

① 本奨学金奨学生の決定するため。

② 本奨学金支給事務のため。

③ 本奨学金交流会等の開催のため。

④ 本協会実施の国際教育支援プログラムの案内や参加の際の連絡手段のため。

⑤ 報告書、お礼状、近況報告等を事前に奨学生本人からの承諾を受けた上で、本協会及び奨学金寄付者のホームページ等において広報目的に利用するため。

16 応募・推薦書類の提出先・問い合わせ先

公益財団法人日本国際教育支援協会 学生支援部 国際教育課

〒105-0003 東京都港区西新橋1-13-1 DLXビルディング12階

TEL:03-5454-5274 FAX:03-5454-5242 E-mail:ix@jees.or.jp

－奨学金申請時の心得について－

東北大学 教育・学生支援部 留学生課 国際教育係

2019.02.01

1 申請の前に

- ・募集要項をよく読み、資格を満たしているか確認してください。応募条件や支給内容だけでなく、採用後の義務なども確認してください。（認定式や交流会などへの出席は必須、財団により定期的な課題提出などもあります）
- ・申請に必要な書類が手元にあるか、必ず確認してください。特に前課程の成績証明書の不足が多いので注意してください。
- ・他の財団に大学推薦または直接応募により申請中の場合は、結果が未定でも新たに申請することは出来ません。（ただし、双方の奨学金が併給可の場合を除きます）
- ・財団によって選考方法が異なります。面接がある場合はあらかじめ交通費、場所、日時などを確認し、必ず出席できるようにしてください。

2 申請書類について

- ・継続申請の場合も、前回の内容をそのまま流用せず、新たに願書を作成してください。
- ・消えるボールペン（フリクション）は使用せず、必ず黒のボールペンで記入してください。
（消えるボールペンで書かれた書類は財団に提出できません）
- ・選考の際、申請書類によってあなたの印象は大きく左右されます。選考者（相手方）が読みやすいよう、丁寧な記載を心がけてください。
- ・書き損じた場合は修正液（テープ）や斜線での訂正はせず、新しく書き直しましょう。
- ・学部・研究科名等は省略せず、正式名称で記入してください。
- ・記入上の注意や指定には必ず目を通し、それに従って記入してください。
- ・相手方に失礼のないよう、記入欄の7～8割を目安に記入するようにしてください。
- ・すべて書き終えたら、記入漏れなどがないか必ず確認して下さい。特に記入することがない欄も、「なし（数字なら0）」等と記入して下さい。

※エクセルデータから出力する場合、すべての文字が切れずに枠内に収まっているか確認してください。

3 その他

- ・応募条件や申請書の書き方など、分からないことがあった場合は所属部局の奨学金担当係に問い合わせてください。個人で財団へ直接問い合わせはしないこと。
- ・総長特別奨学生や授業料も支給される奨学金に採用された場合など、支給期間中の授業料免除申請が出来ない場合があります。必ずあらかじめ所属部局の奨学金担当係に確認してください。
- ・大学を通さず直接応募または継続受給の申請等を行う場合は、必ず前もってその旨を所属部局の奨学金担当係に連絡してください。

別紙

成績評価係数 計算方法

下記の計算式により小数点第二位まで算出（小数点第三位を四捨五入）した数字を成績証明書(写)に記入して下さい。

〔成績評価係数の算出方法〕（小数点第三位を四捨五入）

	成 績 評 価				
4段階評価（パターン1）		優	良	可	不可
4段階評価（パターン2）		A	B	C	F
4段階評価（パターン3）		100～80点	79～70点	69～60点	59点～
5段階評価（パターン4）	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点～
5段階評価（パターン5）	S	A	B	C	F
5段階評価（パターン6）	A	B	C	D	F
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

〔計算式〕

$$\frac{(\text{「評価ポイント3の単位数」} \times 3) + (\text{「評価ポイント2の単位数」} \times 2) + (\text{「評価ポイント1の単位数」} \times 1) + (\text{「評価ポイント0の単位数」} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

※合格の評価は加算しない。（係数値算出から除外）

*2021年4月以降に提出したことがある場合は提出不要です。

私費外国人留学生身上調書

1. 身分・名前等

身 分	学部 年 MC 年 DC 年	学部研究生 大学院研究生	学籍番号		
学科名 専攻名		指導 教員		研究室 TEL	
氏 名	(漢字)			既婚・未婚	
生年月日	年 月 日生 (年齢 才)		国 籍		
東北大学 入学前の 在籍大学		年 月 卒業・修了			
東北大学 での移動 (新しい順番に)	在籍身分	在籍期間			
		年 月 ~ 現在			
		年 月 ~ 年 月			
住 居 (○で囲む)	ユニバーシティ・ハウス青葉山 国際交流会館三条第一会館 ユニバーシティ・ハウス三条(Ⅱ・Ⅲ) 国際交流会館三条第二会館 ユニバーシティ・ハウス片平 ユニバーシティ・ハウス長町 国際交流会館東仙台会館 県・市営住宅・民間アパート(住所)				

2. 家族状況 (母国の家族情報を含むこと。)

*配偶者が学生の場合、在籍学校名・所属学部研究科・学年を記入する

氏 名	続柄	年齢	同/別居	職業	勤務先または学校名
	父				
	母				

*2021年4月以降に提出したことがある場合は提出不要です。

家計状況申告書

在 籍	学部 年	学部研究生	学籍番号	
	MC 年 DC 年	大学院研究生		
氏 名				

家計状況

* 2020年4月から2021年3月までのあなたの家計状況について、1ヶ月を平均して記入してください。

* 2020年10月入学の方は、2020年10月から2021年3月の家計状況について、1ヶ月を平均して記入してください。

収 入		支 出	
自己資金(預金)	円	授業料	円
仕送り	円	住居費	円
奨学金	円	生活費	円
その他()	円	その他()	円
合 計	円	合 計	円

特記事項(経済状況について特に強調したいことがあれば記入してください)

奨学金受給状況

* これまでに奨学金をもらったことがありますか？ 有り ・ 無し (○で囲む)

* 有る場合は、以下に記入してください。

もらっていた期間		月額・年額(○で囲む)	奨学金の名称
年 月 ~	年 月	月額・年額 円	
年 月 ~	年 月	月額・年額 円	
年 月 ~	年 月	月額・年額 円	
年 月 ~	年 月	月額・年額 円	

授業料免除の状況(研究生の期間を除く)

* 該当箇所を○で囲む

2021年度	前期	全額免除	半額免除	1/3免除	申請中	申請したが不許可だった
2020年度	後期	全額免除	半額免除		-	申請したが不許可だった
	前期	全額免除	半額免除		-	申請したが不許可だった
2019年度	後期	全額免除	半額免除		-	申請したが不許可だった
	前期	全額免除	半額免除		-	申請したが不許可だった